

令和2年度寒河江市要配慮者利用施設における
避難確保計画作成研修会

土砂災害の避難確保計画について



山形県県土整備部
砂防・災害対策課
角田

土砂災害防止法の改正

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設

とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば

<p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 身体障害者社会参加支援施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害福祉サービス事業の用に供する施設 保護施設 児童福祉施設 障害児通所支援事業の用に供する施設 児童自立生活援助事業の用に供する施設 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 子育て短期支援事業の用に供する施設 一時預かり事業の用に供する施設 児童相談所 母子・父子福祉施設 母子健康包括支援センター 等 	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校 専修学校（高等課程を置くもの） 等
	<p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

➢ 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
➢ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらつなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111（代表） URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

土砂災害の種類

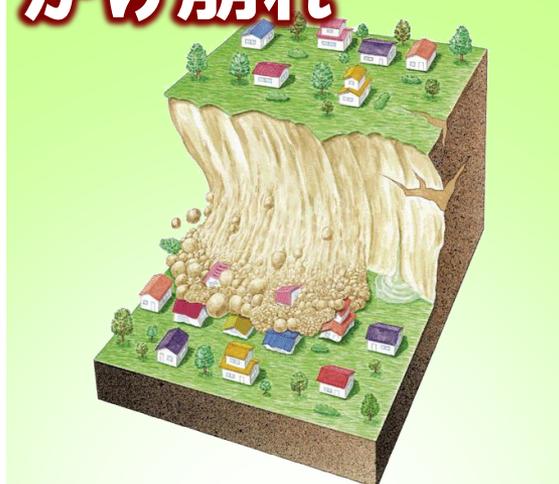
土砂災害・・・以下、3つの自然現象

土石流



山や谷（溪流）の土、石、木などが大雨等による流水と一体となって、一気に（時速20～40 km程度）に押し流される現象。

がけ崩れ



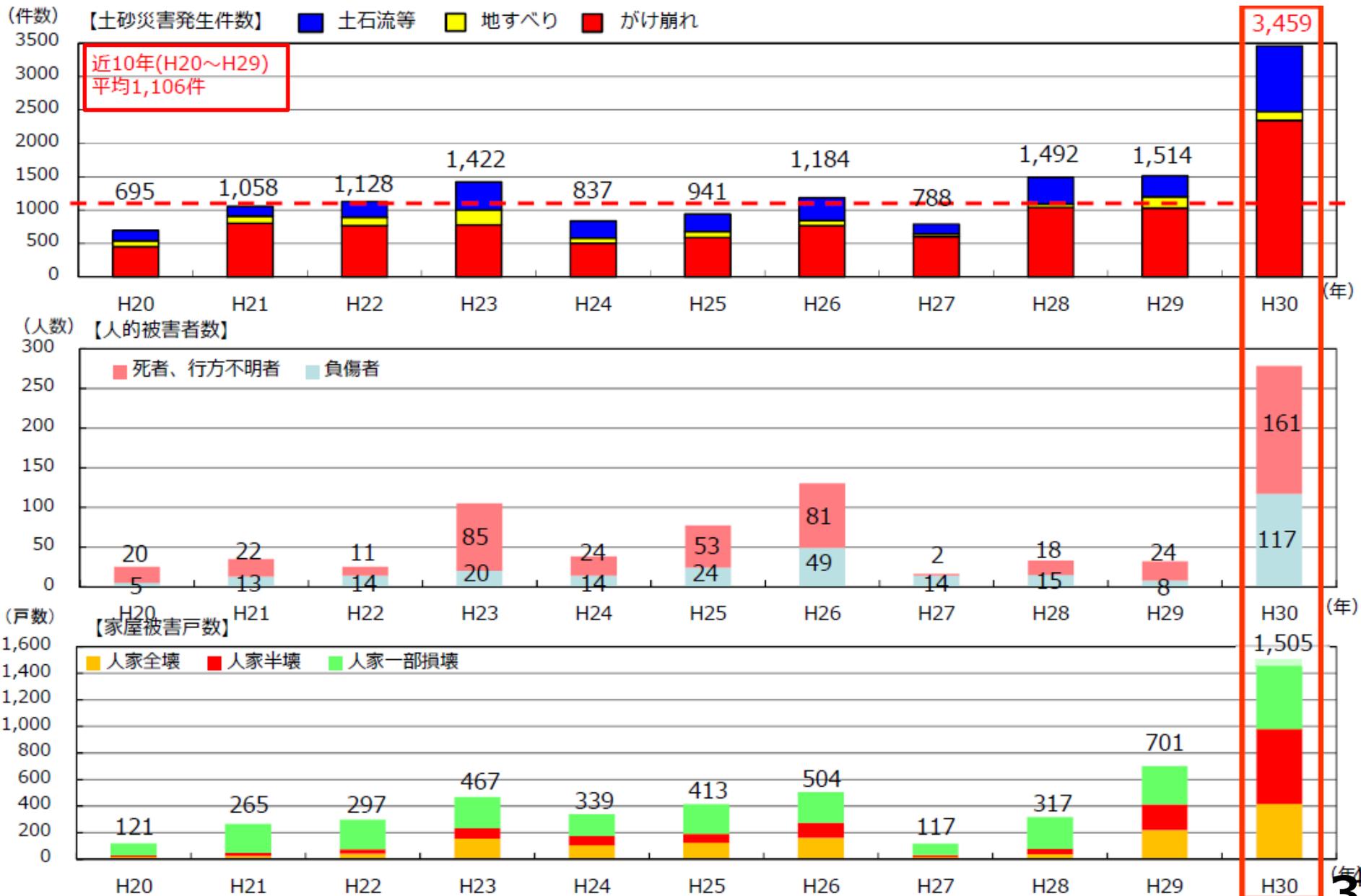
急傾斜地（がけ地）において、大雨等の影響によって、地盤内の力学的バランスが崩れ、急激に斜面が崩れ落ちる現象。

地すべり



大雨や融雪等で生じた多量の地下水の影響により、地盤内の弱層に沿って土塊がゆっくり下方へ移動する現象。

全国の土砂災害発生件数、被害状況



令和2年7月豪雨

令和2年 7月豪雨による土砂災害発生状況 (8月31日_18:00時点) 国土交通省

※これは速報であり、今後数値等が変わる可能性があります。

土砂災害発生件数

941件

- 土石流等 : 146件
- 地すべり : 80件
- がけ崩れ : 715件

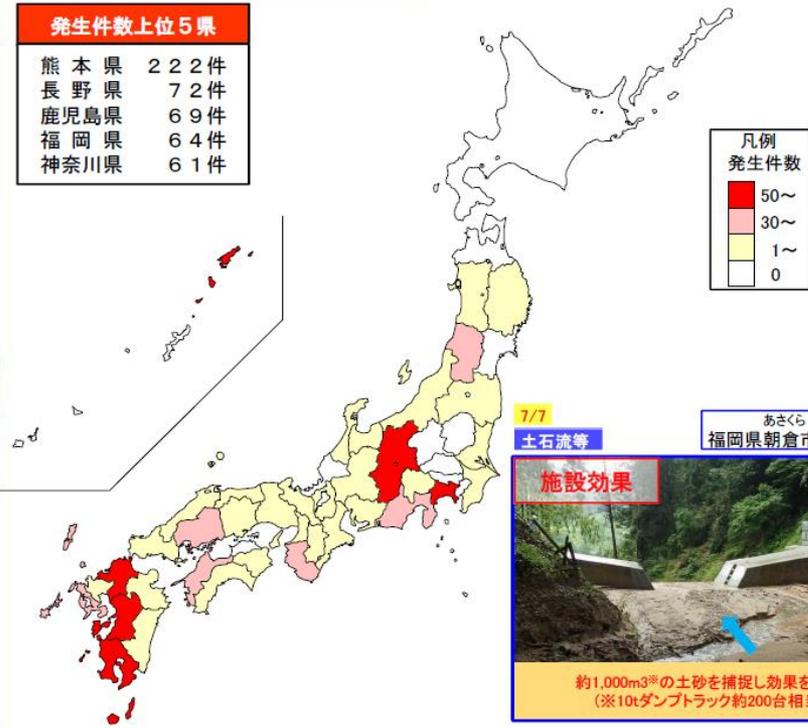
【被害状況】

人的被害：死者 17名
 家屋被害：全壊 26戸
 半壊 16戸
 一部損壊 118戸



発生件数上位5県

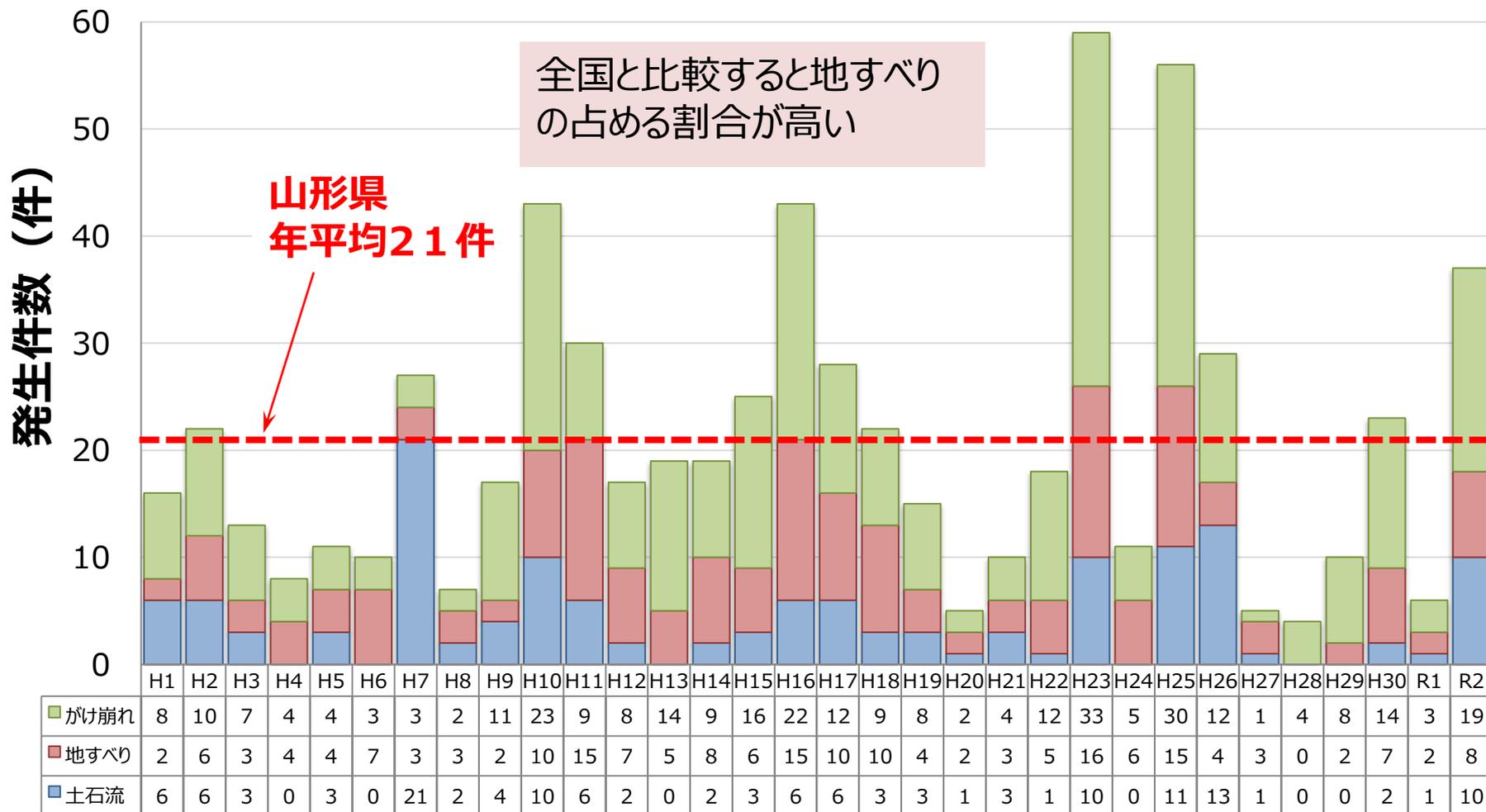
熊本県	222件
長野県	72件
鹿児島県	69件
福岡県	64件
神奈川県	61件



山形県の土砂災害発生状況

※ R2は8/20時点

山形県の土砂災害発生状況



山形県の土砂災害

平成25年7月豪雨（置賜地域）



H25.7.17～19日

- 県内全域で豪雨が発生
- 土砂災害49箇所

（土石流11箇所、地すべり7箇所、がけ崩れ31箇所）

山形県の土砂災害

平成30年8月豪雨（最上地域）

新庄市新庄温泉



舟形町舟形



戸沢村角川



H30.8.5～6日、30～31日

- 最上地域を中心に豪雨
- 土砂災害22箇所

（土石流3箇所、地すべり3箇所、がけ崩れ10箇所）

人命を奪う土砂災害

自然災害による死者・行方不明者のうち、土砂災害に占める割合が高い。
土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要援護者が約6割を占める。

■自然災害による死者・行方不明者数

昭和42年～平成25年

(阪神・淡路大震災・東日本大震災
における死者・行方不明者を除く)

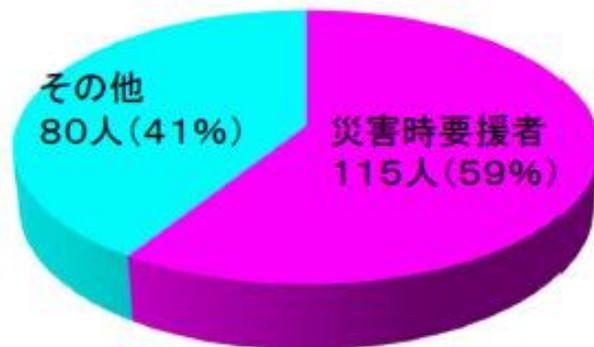


※各年の死者・行方不明者のうち、全自然災害については防災白書(平成26年版)による。土砂災害については国土交通省砂防部調べ

福島県白河市葉ノ木平
平成23年3月11日発生東北地方太平洋沖地震 死者13名

■土砂災害による死者・行方不明者数のうち災害時要援護者の割合

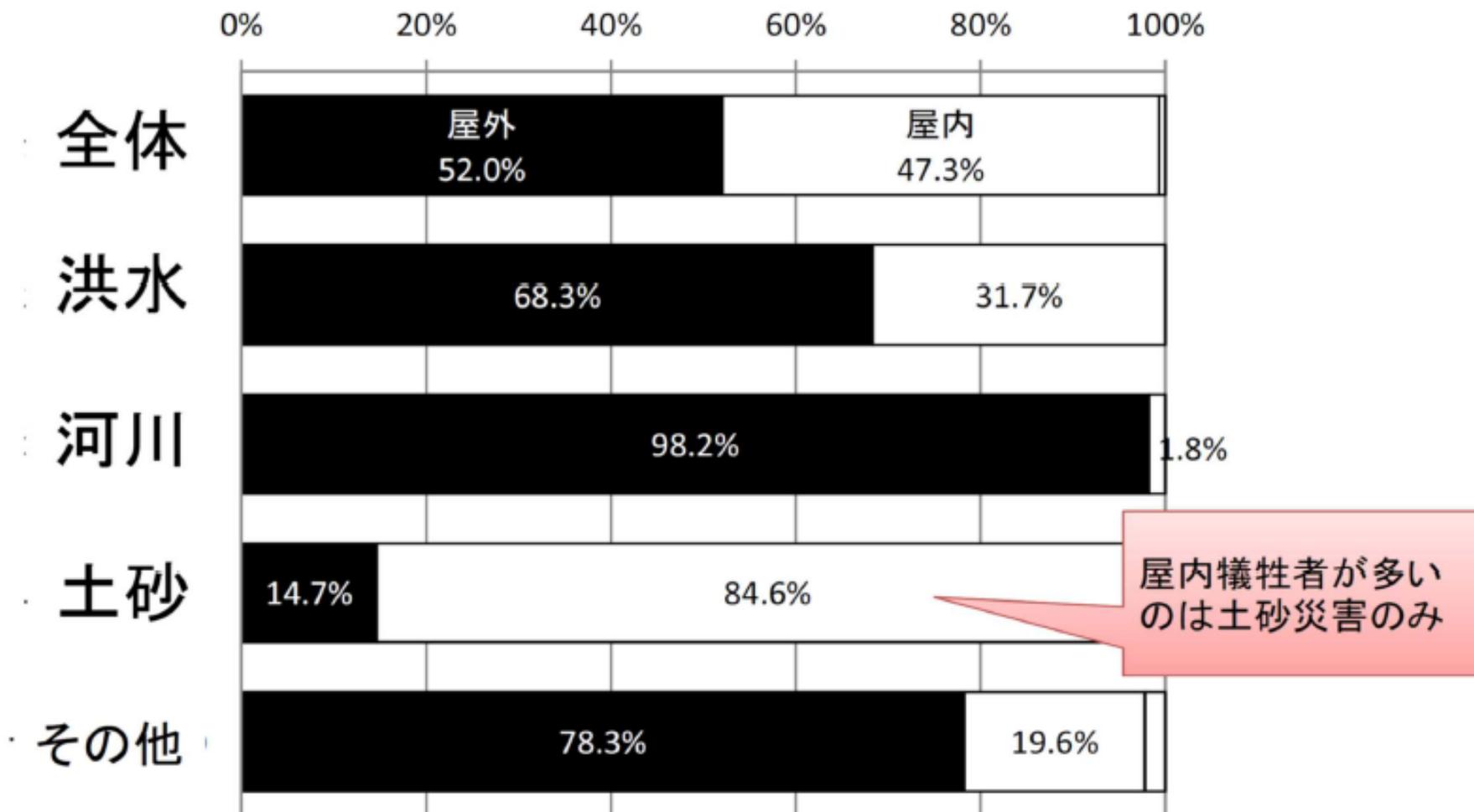
平成21年～平成25年



山口県防府市
平成21年7月発生 死者7名(災害時要援護者)

※国土交通省砂防部調べ

原因・被災場所別の犠牲者 (2004-2013)



第3回「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」(内閣府、平成27年3月)
資料2-2 2014年8月広島豪雨災害時の犠牲者の特徴と課題(牛山委員資料)より

土砂災害と避難行動の特徴

土砂災害

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり



災害の特徴

- **局所的**に被害が発生
- 降雨や融雪、地震等を起因として発生し、**突発的に**被害が発生
- 土砂と石礫が高速で流れて来るため、**破壊力が大きく、家屋の破壊や人的被害**が発生しやすい
- 斜面があれば**どこでも**起こる可能性がある
- 地形そのものが**変化**

避難行動に関する特徴

- 目視による確認が比較的困難であるため、**危険性を認識しにくい**
- 降雨や地震、地形・地質等の複数の要因が影響するため、**精度の高い発生予測が困難**

避難行動とは

避難行動（安全確保行動）

避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）（平成31年3月）

災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項をできる限り**事前に明確に**しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、**居住地等**にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと
- ② それぞれの脅威に対して、**どのような避難行動**をとれば良いかを認識しておくこと
- ③ **どのタイミング**で避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

どこ？

どう？

いつ？

避難行動 = 命を守る行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

命を守るためにとる、次の全ての行動

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

土砂災害のおそれのある場所

土砂災害警戒区域等

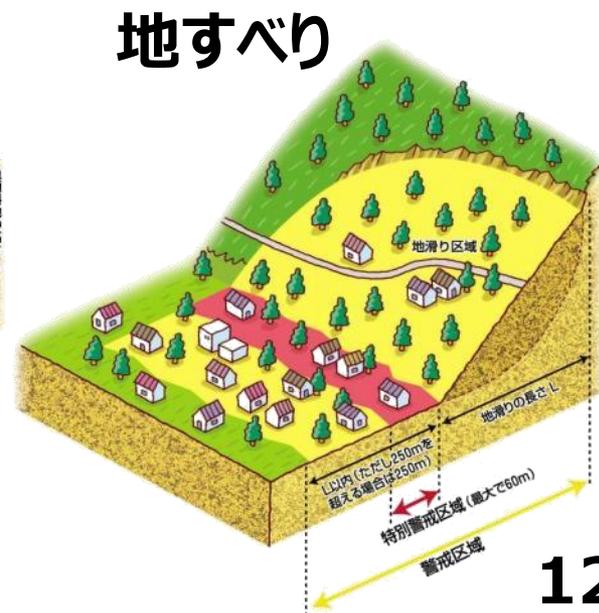
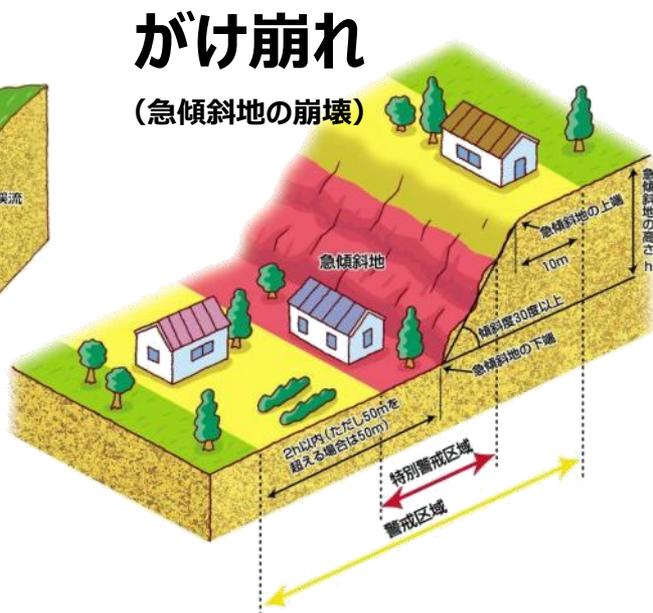
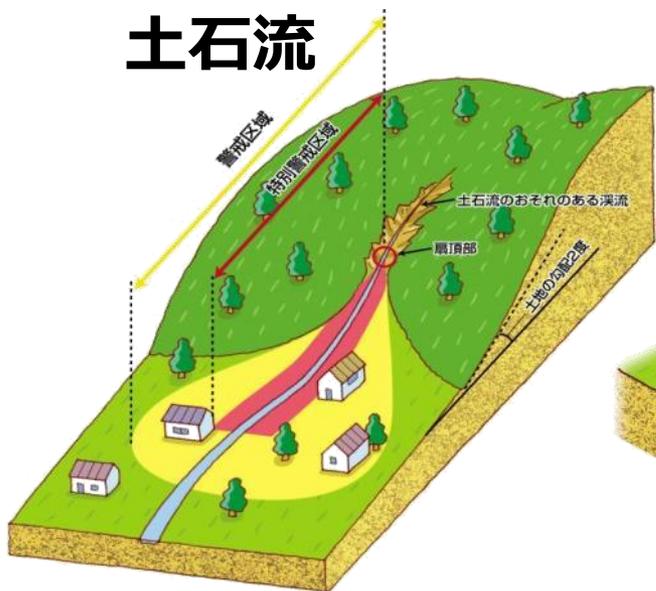
県は、土砂災害のおそれがある区域を『土砂災害警戒区域』
『土砂災害特別警戒区域』として指定しています。

土砂災害警戒区域（通称「イエローゾーン」）

住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域
(県内5,155箇所指定 うち寒河江市132箇所指定)

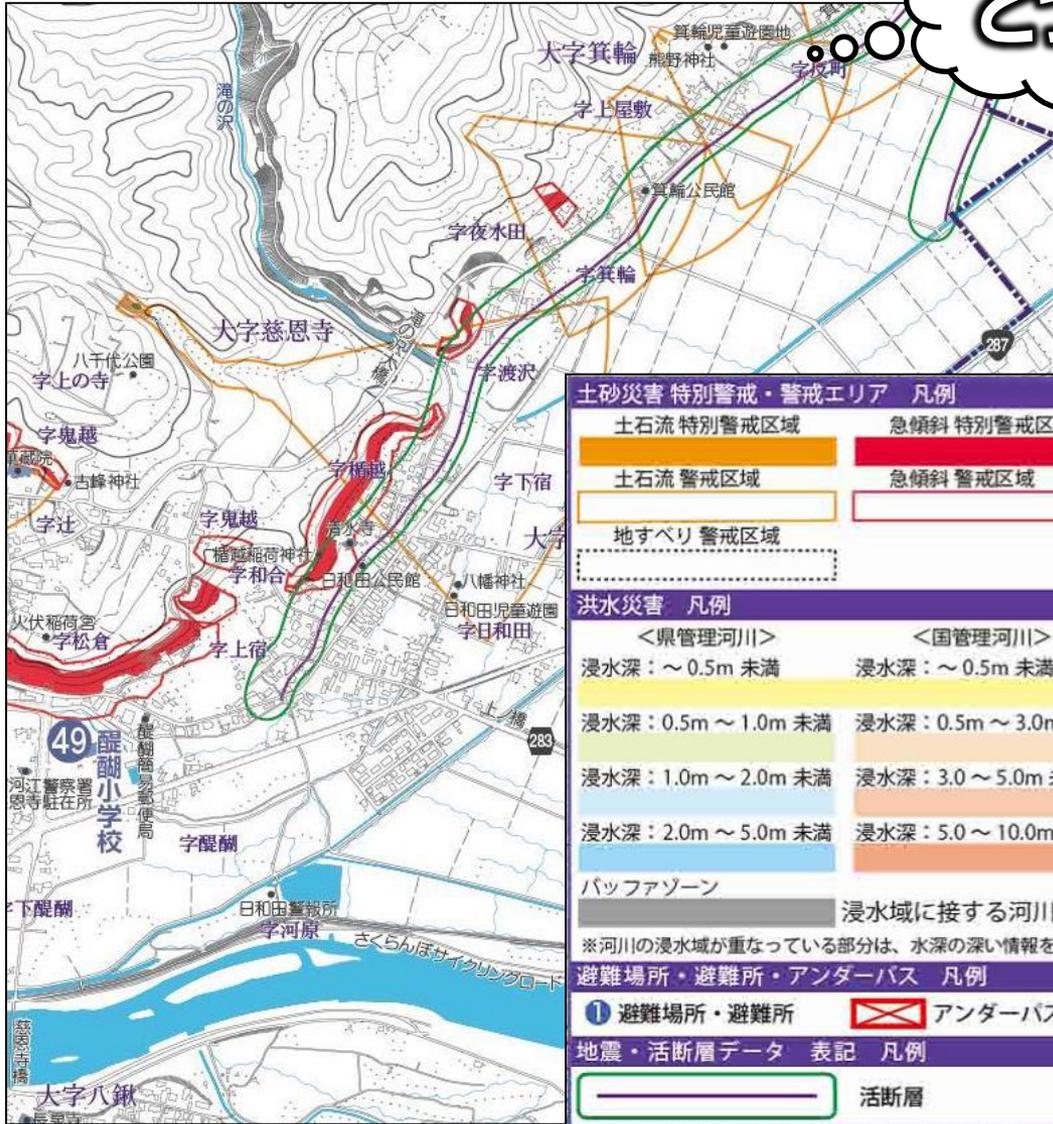
土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）

建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域
(県内3,510箇所指定 うち寒河江市92箇所指定)



避難方法（場所、経路など）

寒河江市防災マップ



土砂災害 特別警戒・警戒エリア 凡例	
土石流 特別警戒区域	急傾斜 特別警戒区域
土石流 警戒区域	急傾斜 警戒区域
地すべり 警戒区域	
洪水災害 凡例	
<県管理河川>	<国管理河川>
浸水深：～0.5m 未満	浸水深：～0.5m 未満
浸水深：0.5m～1.0m 未満	浸水深：0.5m～3.0m 未満
浸水深：1.0m～2.0m 未満	浸水深：3.0～5.0m 未満
浸水深：2.0m～5.0m 未満	浸水深：5.0～10.0m 未満
バッファゾーン	
	浸水域に接する河川敷
※河川の浸水域が重なっている部分は、水深の深い情報を表記。	
避難場所・避難所・アンダーパス 凡例	
① 避難場所・避難所	アンダーパス
地震・活断層データ 表記 凡例	
	活断層

▼寒河江市ホームページ

寒河江市は平成29年3月に『防災マップ』を作成しています。さらに、令和元年9月には洪水に関する情報を加えた『洪水ハザードマップ（防災マップ追加版）』も作成されています。

土砂災害の避難に関する情報

土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報

▼ 気象庁HP抜粋



色が持つ意味	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※2
極めて危険 すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する 極めて危険 な状況。命に危険が及ぶ土砂災害が すでに発生 しているもおかしくない。 この状況になる前に土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。	避難指示 (緊急)	4 相当
非常に危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない 非常に危険 な状況。 速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難勧告	3 相当
警戒 (警報級) 2時間先までに警報基準に到達すると予想	避難の準備が整い次第、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始。高齢者等は速やかに避難を開始する。	避難準備・高齢者等避難開始	2 相当
注意 (注意報級) 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	—	—
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—



※1 大雨警報(土砂災害)の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合には速やかに避難行動をとってください。

※2 警戒レベルについては[内閣府ホームページ](#)をご覧ください。

紫 は **土砂災害警戒情報**

防災気象情報、避難勧告等

警戒レベル ≠ 警戒レベル相当情報



▼ 避難情報のポイント解説

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
 発信者：市区町村等
 内容：避難情報等

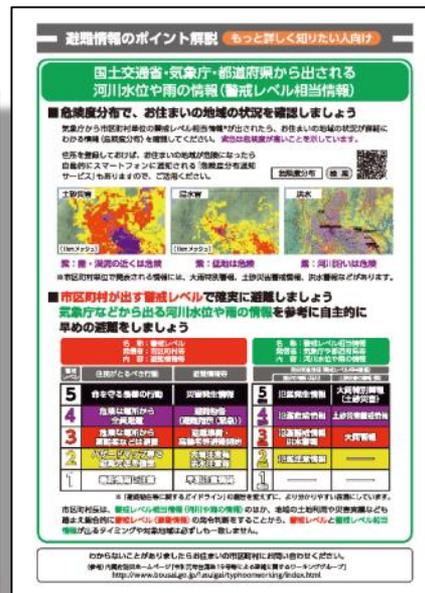
名称：警戒レベル相当情報
 発信者：気象庁や都道府県等
 内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)	
			洪水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 (避難指示 (緊急))	4 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	3 氾濫警戒情報 洪水警戒情報	大雨警戒情報
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1 —	—

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、**警戒レベル相当情報 (河川や雨の情報)**のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に**警戒レベル (避難情報)**の発令判断をすることから、**警戒レベル**と**警戒レベル相当情報**が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

避難勧告等に関するガイドライン
 (平成31年3月29日)
 ~ 避難情報のポイント ~



警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもの

山形県土砂災害警戒システム

システムの目的、概要

山形県土砂災害警戒システム



土砂災害の発生リスク

判断支援

防災啓発
避難促進

市町村

地域住民

避難勧告等



パソコン版

山形県 土砂災害警戒システム

検索

(URL) <https://sabo.pref.yamagata.jp>



スマートフォン版



土砂災害警戒システム

MENU

最新

2020/02/10 13:50

現在地

土砂災害
危険度情報

雨量分布図

土壌雨量
指数



スマホ版には現在地検索機能があります

日頃から使い方を
きちんと知ってないと緊急時にはうまく
使えないよ。

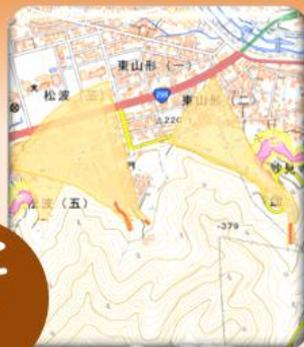


どこ？いつ？を一元的に

平常時
はこちら

①土砂災害警戒区域

急傾斜地などの土砂災害のおそれがある区域



- ☑土砂災害警戒区域等
 - ☑土石流
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
 - 特別警戒区域
 - 警戒区域
 - ☑急傾斜地の崩壊
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
 - 特別警戒区域
 - 警戒区域
 - ☑地すべり
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
 - 特別警戒区域
 - 警戒区域

どこ？

- 心構え・理解の向上
- 防災意識を構築

①土砂災害警戒区域、②土砂災害危険度情報を同時に表示させた場合（レイヤ透過率80%）



緊急時だけでなく
平時 から
正しく備える

緊急時
はこちら

②土砂災害危険度情報

降雨により土砂災害の危険度が高まっている範囲

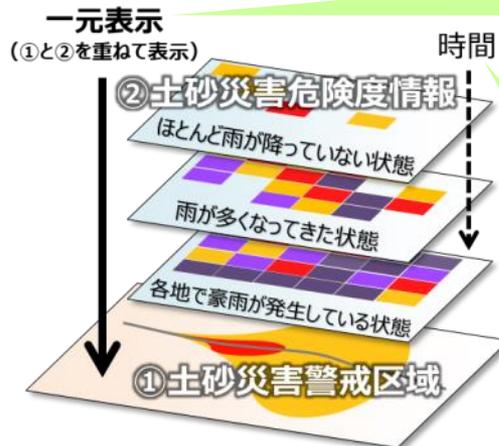


- ☑土砂災害危険度
 - 土砂災害発生の恐れ【警戒レベル4相当】
 - 避難開始の目安【警戒レベル4相当】
 - 避難準備開始の目安【警戒レベル3相当】
 - 今後の雨量に注意【警戒レベル2相当】
 - 除外格子

いつ？

- 状況情報を配信
- 避難行動の促進

システム機能のイメージ



土砂災害警戒区域と土砂災害危険度情報を重ねて同時に確認できます。

土砂災害危険度情報を時間経過（降雨状況）に合わせて確認できます。

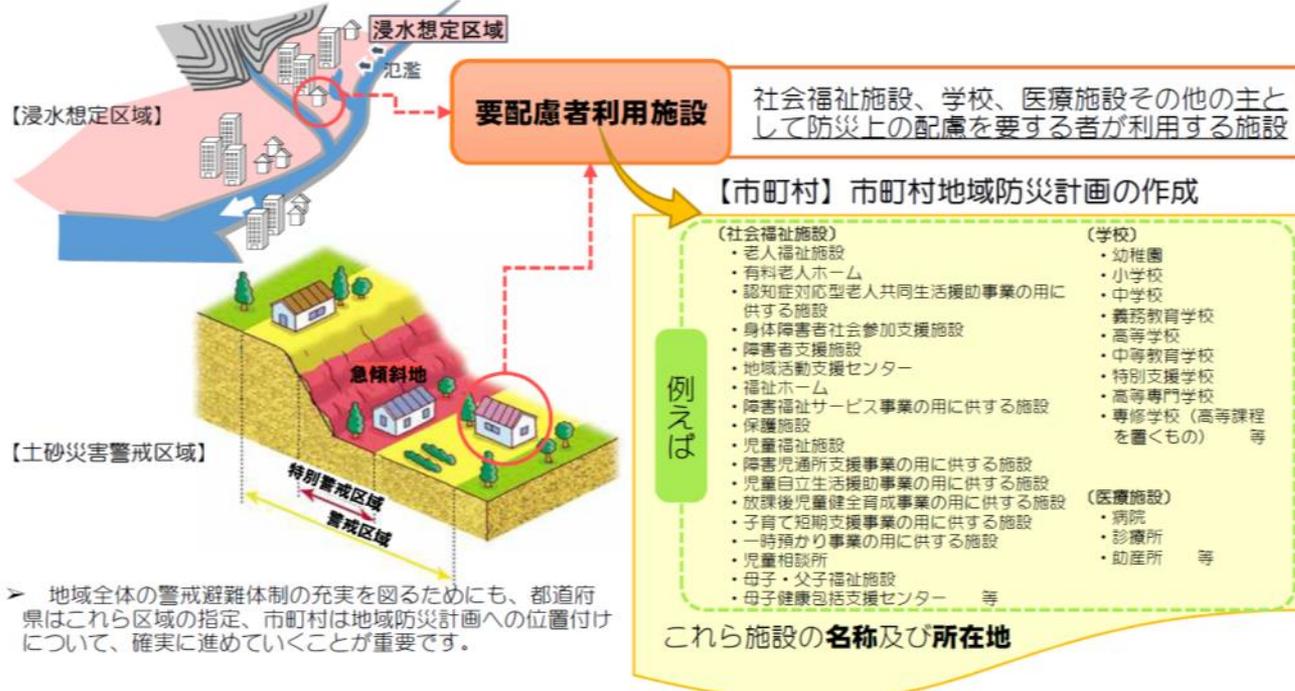
土砂法改正の概要

概要

当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な訓練**その他の措置に関する計画（**避難確保計画**）を策定するとともに、当該計画に定める訓練を実施

対象施設

洪水及び土砂災害のリスクが高い区域（**浸水想定区域、土砂災害警戒区域**）内に立地し、市町村防災会議等が作成する**市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設**（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

避難確保計画

記載すべき事項

避難確保計画作成の手引き 解説編
(自衛水防組織を設置しない場合のイメージ)

	項目	内容	様式
1	計画の目的	土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。	様式1
2	計画の報告	見直し・修正時は遅滞なく、市町村長へ報告する。	
3	計画の適用範囲	施設に勤務・利用する者に適用する。 (計画の見直し、事前休業の判断も併せて記載)	
4	防災体制	3段階の防災体制(①注意体制、②警戒体制、③非常体制)で活動内容、判断基準、役割分担を設定	様式2
5	情報収集・伝達	(1) 収集する情報(防災気象情報など)と入手手段(テレビ、インターネットなど) (2) 情報伝達(連絡体制など)	様式3
6	避難誘導	(1) 避難場所、移動方法など (2) 避難経路(施設周辺の避難地図のとおり)	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等(テレビ、携帯電話、名簿、懐中電灯、水、食料、タオル、おむつ…)	様式5
8	防災教育及び訓練の実施	(1) 防災教育(職員、利用者に対する教育など) (2) 訓練(防災体制の確認、施設内外での訓練など)	
—	施設周辺の避難地図	施設の位置、避難場所、避難経路を記載した地図	19

計画の作成支援（国交省HP）

計画作成の手引き、点検マニュアル、事例集

要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省HPコンテンツ）

避難確保計画作成の手引き

避難確保計画作成の手引き

- 計画作成にあたって (PDF:74KB)
- 解説編 (PDF:9.278KB)
- 様式編
 - ・ 社会福祉施設 (XLSX:844KB)
 - ・ 学校 (XLSX:848KB)
 - ・ 医療施設 (XLSX:845KB)

● 記載例

- ・ 社会福祉施設 (PDF:1.326KB)
- ・ 学校 (PDF:1.327KB)
- ・ 医療施設 (PDF:1.330KB)

お役立ち情報

水防法・土砂災害防止法の改正について

- 都道府県・市町村の担当者向け (PDF:413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け (PDF:417KB)
- 水防法等に基づく取組状況 (PDF:63KB)

避難確保計画作成の参考資料

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) (PDF:11.21MB)

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | オープンデータ | お問い合わせ・申請

防災

水管理・国土保全トップ | 河川・ダム・利根 | 海岸・水害 | 下水道 | 防災・環境 | 利用 | 国際 | 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 自衛水防(企業防災) > 要配慮者利用施設の浸水対策

メニュー | 自衛水防(企業防災) トップ | 地下空間の浸水対策 | **要配慮者利用施設の浸水対策** | 工場・事務所等の浸水対策 | 災害情報普及支援室一覧

自衛水防(企業防災)について

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

全国的取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況 (r2.1.1現在 令和2年8月6日更新)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 77,964
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 37,859
- 令和2年8月6日更新

都道府県別の作成状況 (PDF:433KB)

▼ 記載例（社会福祉施設）

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害: 水害(洪水 内水 高潮 津波)
土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)

【施設名: ○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

このメモシリアルファイルの使い方

記載例

本防災体制

4 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

避難体制の判断時期	体制	活動内容	対応策(避難)
以下いずれかに該当する場合は 避難体制1 大雨警報	主要避難体制2	要配慮者等の避難誘導 避難経路の確保	避難誘導(避難係員等) 避難経路(避難係員等)
以下のいずれかに該当する場合は 避難体制2 避難体制1 大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒区域(土砂災害) 土砂災害警戒区域(土砂災害)	要配慮者等避難体制3	要配慮者等の避難誘導 避難経路の確保 避難経路(避難係員等)	避難誘導(避難係員等) 避難経路(避難係員等)
以下のいずれかに該当する場合は 避難体制3 避難体制2 大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒区域(土砂災害) 土砂災害警戒区域(土砂災害)	非常避難体制4	要配慮者等の避難誘導 避難経路の確保	避難誘導(避難係員等)

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の被害状況等により自主的な判断に基づく体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重なる地域では、避難情報等の発表、発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

計画の作成支援（県HP）

計画の作成例

あなたの身近な防災情報 こちら防災やまがた！ （県HPコンテンツ）

「土砂災害に関する避難確保計画」を作成したい要配慮利用施設の方へ

山形県では、国土交通省が作成した「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参考にして「土砂災害に関する避難確保計画作成例」を作成しました。

この作成例は、「新たに避難確保計画を作成する場合」と「各施設において既に作成済みの非常災害対策計画を修正する場合」に分けて作成していますので、各自ご希望の作成例を参考にして避難確保計画を作成してください。

新たに避難確保計画を作成する場合

1. 社会福祉施設や医療施設向け

- 【作成例：PDF版】 [土砂災害に関する避難確保計画【施設向け】（PDF：1.415KB）](#)
- 【作成例：Word版】 [土砂災害に関する避難確保計画【施設向け】（ZIP：187KB）](#)

2. 学校向け

- 【作成例：PDF版】 [土砂災害に関する避難確保計画【学校向け】（PDF：1.401KB）](#)
- 【作成例：Word版】 [土砂災害に関する避難確保計画【学校向け】（ZIP：144KB）](#)

非常災害対策計画を修正する場合

3. 各施設において作成済みの非常災害対策計画を修正

- 【作成例：PDF版】 [土砂災害に関する避難確保計画【非常災害対策計画の修正Ver】（PDF：1,294KB）](#)
- 【作成例：Word版】 [土砂災害に関する避難確保計画【非常災害対策計画の修正Ver】（ZIP：34KB）](#)

土砂災害に関する避難確保計画

[施設名]

作成：令和 年 月

（改訂：令和 年 月）

※この作成例は、土砂災害に関する避難確保計画の標準的な記載内容を示したもので、施設の実情や特性に応じて適宜修正してください。

非常災害対策計画

（土砂災害に関する避難確保計画）

作成：令和 年 月

（改訂：令和 年 月）

施設名	
所在地	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	

※土砂災害防止法上の避難確保計画は、既存の非常災害対策計画に土砂災害に関して記載が必要な事項（土砂災害防止法施行規則第5条の2に定める事項）を追記することで認定することも可能となっています。

この作成例には、土砂災害に関して記載が必要な事項を具体的に示したので、当該事項を既存の非常災害対策計画に追記することで避難確保計画を作成することができます（新たに追記すべき事項を黄色で、修正する必要がない事項を修正なしと表記しています）。

なお、この作成例は土砂災害に関して追記すべき事項の標準的な内容を示したものであるため、施設の実情や特性に応じて適宜修正してください。

また、既存の非常災害対策計画に土砂災害に関する事項を追記して避難確保計画を作成した場合であっても、土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。

◀ 計画の作成例（施設用）

▶ 計画の作成例（非常災害対策計画を修正する場合）
21

訓練の実施状況

情報収集



訓練中の配慮



情報伝達



ふりかえり

情報だけでは動けない (平成30年7月豪雨)

行政



災害リスク
防災情報

避難勧告等

土砂災害
警戒情報

地域



認知度が低い

理解、認識が不足

ハザード
マップ

土砂災害
警戒区域

情報 が
伝わらない

災害対応（避難など）に
結びつかない！
人的被害が
無くならない！！

警戒避難体制の充実に向けて

県は、平成22年度から土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の整備を支援しています。これまでに50施設で支援を実施しました。

① 警戒避難体制づくりをサポート

福祉部局や市町村等と連携し、避難方法（情報収集、避難のタイミング、避難場所や避難経路等）や避難確保計画作成等についてアドバイスを行っています。



施設と防災担当機関が
防災体制等を確認

② 避難訓練の実施支援

土砂災害を想定した実践的な避難訓練を実施してもらうため、福祉部局や市町村等と連携し、訓練シナリオ作成に対するアドバイスなど、避難訓練の実施を支援しています。



特別養護老人ホームでの訓練状況



訓練後の反省会

「訓練をしたい」「避難確保計画作成のアドバイスを受けたい」など希望の方は、最寄の総合支庁河川砂防課に問い合わせください。

③ 施設職員や利用者の防災啓発

土砂災害防止の意識向上のため、施設職員や施設利用者を対象に、パネル・DVD・ハザードマップ等を使用した学習会を実施しています。



学習会

東南村山	村山総合支庁河川砂防課 (023-621-8230)
西村山	村山総合支庁西村山河川砂防課 (0237-86-8413)
北村山	村山総合支庁北村山河川砂防課 (0237-47-8684)
最上	最上総合支庁河川砂防課 (0233-29-1409)
東南置賜	置賜総合支庁河川砂防課 (0238-26-6086)
西置賜	置賜総合支庁西置賜河川砂防課 (0238-88-8234)
庄内	庄内総合支庁河川砂防課 (0235-66-2130)